四

	(い)	(ろ)
(一)～(七)	（略）	
(八)	特定主要構造部を法第二十一条第一項の認定を受けたものとする建築物	法第二十一条第一項に係る特定主要構造部に関する認定書の写し
(九)	壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火設備を法第二十一条第二項の認定を受けたものとする建築物	法第二十一条第二項に係る認定書の写し
(十)・(十一)	（略）	
(十二)	特定主要構造部を法第二十七条第一項の認定を受けたものとする建築物	法第二十七条第一項に係る特定主要構造部に関する認定書の写し
(十三)～(十九)	（略）	
(二十)	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第六十一条第一項の認定を受けたものとする建築物	法第六十一条第一項に係る建築物の部分に関する認定書の写し
(二十一)～(四十)	（略）	
(四十一)	（略）	
(四十二)	建築物の部分を令第百八条の三第一号の認定を受けた床、壁又は防火設備で区画されたものとする建築物	令第百八条の三第一号に係る建築物の部分に関する認定書の写し
(四十三)	床、壁又は防火設備を令第百八条の三第一号の認定を受けたものとする建築物	令第百八条の三第一号に係る床、壁又は防火設備に関する認定書の写し
(四十四)	特定主要構造部を令第百八条の四第一項第二号の認定を受けたものとする建築物	令第百八条の四第一項第二号に係る認定書の写し
(四十五)	防火設備を令第百八条の四第四項の認定を受けたものとする建築物	令第百八条の四第四項に係る認定書の写し

四

	(い)	(ろ)
(一)～(七)	（略）	
(八)	主要構造部を法第二十一条第一項の認定を受けたものとする建築物	法第二十一条第一項に係る主要構造部に関する認定書の写し
(九)	壁等を法第二十一条第二項第二号の認定を受けたものとする建築物	法第二十一条第二項第二号に係る認定書の写し
(十)・(十一)	（略）	
(十二)	主要構造部を法第二十七条第一項の認定を受けたものとする建築物	法第二十七条第一項に係る主要構造部に関する認定書の写し
(十三)～(十九)	（略）	
(二十)	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第六十一条の認定を受けたものとする建築物	法第六十一条に係る建築物の部分に関する認定書の写し
(二十一)～(四十)	（略）	
(四十一)	（略）	
(四十二)	主要構造部を令第百八条の三第一項第二号の認定を受けたものとする建築物	令第百八条の三第一項第二号に係る認定書の写し
(四十三)	防火設備を令第百八条の三第四項の認定を受けたものとする建築物	令第百八条の三第四項に係る認定書の写し